

## 中央区にいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金審査会設置要綱

## (設置)

第1条 にいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金交付要綱に基づき実施する補助金（以下「補助金」という。）の交付申請に係る審査を行うため、中央区にいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 審査会の所掌事項は、補助金の交付申請に係る審査とする。

## (組織)

第3条 審査会の委員は、次の職にある者をこれに充てる。

- (1) 中央区地域福祉計画推進協議会委員長
- (2) 中央区地域福祉推進協議会から選出された者1名
- (3) 中央区地域課長
- (4) 中央区健康福祉課長
- (5) 中央区社会福祉協議会事務局長

## (委員長及び副委員長)

第4条 審査会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 審査会の会議は委員長が召集する。

- 2 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の定めるところによる。

## (事務局)

第6条 審査会の事務局は、中央区役所健康福祉課に置く。

## (その他)

第7条 その他必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。